答弁第一〇四号平成二十年十月十七日受領

内閣衆質一七〇第一〇四号

平成二十年十月十七日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員山井和則君提出国民健康保険における子どもの無保険問題等に関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議院議員山井和則君提出国民健康保険における子どもの無保険問題等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの回答期限は、 本年九月三十日であり、既にすべての都道府県からの回答を得ている。 現在、 そ

の取りまとめを行っているところであり、それが終わり次第、速やかに公表する予定である。

二について

お尋ねの回答期限は、 毎診療月の翌々月の末日であり、 本年四月から六月までの三か月間の受給者数等

については、 既にすべての都道府県からの回答を得ている。 現在、 回答内容の確認を行っているところで

あり、それが終わり次第、速やかに公表する予定である。

三について

お尋ねについては、 一についてでお答えしたとおり、 現在調査結果の取りまとめを行っているところで

あり、現時点でお答えすることは困難である。